

消費者基本計画工程表改定素案への意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

| | 施策番号 | 該当ページ・行 | 意見 |
|---|--------------------|------------------------------------|--|
| 1 | 1 (1) ② | 1 ページ 6 ページ | 「家庭用化学製品の安全対策のための『安全確保マニュアル作成の手引き』作成」という施策に関して、家庭用化学製品等を使用した際の危害報告件数が 1,528 件あるにもかかわらず、KPI (イ) 「手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数」が 0 件という現状は、計画が機能しているといえない状況です。製品群ごとに優先順位をつけるなどして、手引きの作成・改定計画を明確にすべきであり、そのことも取組内容に加えるべきです。 |
| 2 | 1 (1) ② | 2 ページ 7 ページ | 基礎ぐい工事を含む建築工事の工事監理について、取組は「留意点を建築士や特定行政庁へ周知」するだけでなく、「第三者監理制度の検討」も加えてください。 |
| 3 | 1 (1) ⑦ 1 (3) ③ | 3 ページ 8 ページ 11 ページ 17 ページ | 昨年度はボタン型電池の誤飲による事故事例など、広くメディアを通して繰り返し報道されるなど、継続的な啓発につながる事例がありました。今後は商品テスト等を重ねる中で見られる特定の時期に発生する特徴的な事故事例や、新しい製品の自己流の使用による事故事例など、リスクがあまり知られていない事例について繰り返し啓発するなど、事故情報の種類によって情報提供・啓発のしかたを工夫してください。情報提供や啓発にあたっては、消費者団体の機関紙などを通じた手法も有効であり、消費者団体との連携についても取組に加えてください。 |
| 4 | 1 (2) ③ | 12 ページ 15 ページ | リコール情報の周知強化に関して、平成 27 年度 of 取組に「地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進」とありますが、(KPI の現状) には、例示でよいので地域のネットワークを活用した取組事例を挙げるべきです。 |
| 5 | 1 (3) ② | 17 ページ 19 ページ | そもそもの取組設定がいつまでに何を行うのかが不明確です。加えて、(KPI の現状) に、「昇降機等の点検項目の見直しに着手し、その他、昇降機等の技術基準の見直しを検討予定」とありますが、「昇降機等の点検項目の見直し」「昇降機等の技術基準の見直し」それぞれについて、いつまでに行うのか時期を明示すべきです。 |
| 6 | 1 (3) ⑥ | 18 ページ 20 ページ | 製品火災に関して、消防統計では「原因不明」とされているものが非常に多く、N I T E や事故情報データベースでも「原因不明」や「製品起因性が確定できない」ものが多いのが現状です。しか |

| | | | |
|----|-------|------------------|--|
| | | | し、同種製品で同じような火災事故が多数起っていることをふまえると、原因調査能力の不足が問題と考えられます。消防や警察の「製品事故調査能力の向上をはかるための施策の立案」を取組に追加してください。また、原因調査能力向上のためには、消費者庁（消費者安全調査委員会）が率先して取り組み、その成果を広めることが重要であり、担当省庁に消費者庁（消費者安全調査委員会）も加えてください。 |
| 7 | 1（4）④ | 23 ページ 29 ページ | 「総合的な TPP 関連政策大綱」を踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションに取り組むとされています。これまでは農業生産者等関係者への説明会は行われてきましたが、消費者に対しては十分に行われてきたとは言えません。消費者向け説明会の回数を記載してください。消費者にとっても関心の高いことですので丁寧なリスクコミュニケーションに取り組んでください。 |
| 8 | 1（4）④ | 23 ページ 29 ページ | 昨年、食品安全委員会から「いわゆる『健康食品』について」メッセージおよび報告書がまとめられました。世の中に出回っている、健康食品と言われるものに対して思い切ったメッセージが出され大変評価するものです。平成 27 年度実績に「健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」が 2 回開催されたとありますが、まだまだ消費者に周知されているとは言えません。取組矢印部分の「TPP 関連政策大綱」と同様に特記し、毎年継続的にリスクコミュニケーションを行ってください。 |
| 9 | 1（4）④ | 23 ページ 29 ページ | 食品安全委員会では、昨年の「食品に含まれるトランス脂肪酸について」、「レッドミートと加工肉に関する IARC の発表について」など、消費者に向けてフェイスブックも活用しながら迅速な情報提供が行われました。情報提供については、メディアや SNS の活用研究も含め、さらなる機能強化を図ってください。 |
| 10 | 1（4）⑤ | 23 ページ 29 ページ | 輸入食品の検査率は年々低下し、その増加に検査が追い付いてない状況にあることから、「食品衛生監視員増員等の検疫体制の整備の検討」も取組に加えてください。（KPI の現状）には、参考情報として輸入食品の検査率も記載していただくとともに、経年で実績評価するようにしてください。 |
| 11 | 1（4）⑤ | 23 ページ 29 ページ | 輸入食品の安全性の確保に関して、輸出国対策・輸入国対策が行われたとしても違反食品が国内に流通する可能性は完全には排除できません。国内流通時対策として「国内流通品の収去検査など監視体制の強化」も加えてください。また、健康被害が生じた場合などの消費者への情報発信やホットラインの創設など、被害 |

| | | | |
|----|---------|------------------|--|
| | | | 防止策も具体的に書き込んでください。 |
| 12 | 1 (4) ⑧ | 24 ページ 30 ページ | 中小食品製造事業者の HACCP 導入率目標値を平成 35 年度に 50% とするとされていますが、TPP を見据えた対応としても、オリンピック・パラリンピックを見据えた対応としても、日本の食の安全をアピールするにはあまりにも遅いと言わざるを得ません。2020 年（平成 32 年）を目途に目標を立て直すべきです。 |
| 13 | 1 (4) ⑬ | 26 ページ 33 ページ | 廃棄食品の不正流通事案では、本来食べられるものが大量に廃棄されていたという現実を浮かび上がらせたとも言えます。今後の取組には、「食品ロスの取り組み促進」の文言も明記すべきです。また、本件に関しては国から自治体に対して数々の取り組み要請がなされましたが、国では「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」が設けられ、一元的に対策がとられました。地方自治体においても、関連部局の連携をはかることが重要です。自治体において、消費生活部門が司令塔となり関連部局を一元化する仕組みが整えられるよう、国から自治体に働きかけることを取組に加えてください。 |
| 14 | 2 (3) ① | 42 ページ 44 ページ | 「機能性表示食品制度」が施行されて 1 年が経ちました。(KPI の現状) (ロ) で講習会参加者数が書かれていますが、消費者に向けて十分な普及啓発が行われたとは思えません。説明会回数を事業者向けに何回、消費者向けに何回と分けて書いてください。継続して消費者に向けて丁寧な普及啓発を行ってください。 |
| 15 | 2 (3) ① | 42 ページ 44 ページ | 「機能性表示食品制度」については、施行 2 年を目途に必要な見直しを行うとされています。積み残し課題の「機能性関与成分の取り扱い等に関する検討会」が先に行われていますが、残された課題の検討に先立ち、これまでの状況の把握を十分に行い、現行制度の見直し・改善を行ってください。 |
| 16 | 2 (3) ① | 42 ページ 44 ページ | 食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者への周知・普及啓発を強化するため、「消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者」について職種や従事者などを明確にし、消費者への理解促進等の支援が積極的にされるよう、研修や学習会を行うことを取組に具体的に記載してください。 |
| 17 | 2 (3) ② | 42 ページ 44 ページ | 機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、疑義情報の現状やどのような処理がなされたかは制度の根幹にもかかわることであり、取組に追加してください。 |
| 18 | 2 (3) ② | 42 ページ 44 ページ | 消費者委員会で「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」が出さ |

| | | | |
|----|---------|------------------|--|
| | | | れました。健康食品の表示・広告の適正化に関しては②に記載されていますが、建議への対応についても工程表に書き込んでください。 |
| 19 | 2 (3) ② | 42 ページ 44 ページ | 2016年3月1日、消費者庁はライオンが販売する特定保健用食品「トマト酢生活」の広告について、健康増進法に違反しているとして勧告を行いました。健康増進法の取締りが初めて行われ、その対象が特定保健用食品だったことは、他の商品に与えるインパクトも大きく、適正化に向けての大きな前進であったと思われます。さらに景品表示法の課徴金制度も始まりました。食品の虚偽・誇大広告に関する消費者被害が少なくなるよう、監視・取締体制の強化を進めてください。 |
| 20 | 2 (3) ③ | 43 ページ 44 ページ | 関係機関の連携による食品表示の監視・取締りは強めていくべきです。消費者からの情報が一元的に集約され、対策に活かされる体制の構築はまだ遅れています。ワンストップ体制の整備は食品表示法付帯決議にも盛り込まれており、地方自治体の関係機関における食品表示相談窓口の体制が拡充されるよう、国と自治体との連携強化、情報共有を進めてください。 |
| 21 | 3 (1) ③ | 50 ページ 53 ページ | 特定商取引法の適用除外となっている法律などの執行状況が一覧でまとめられましたが、弁護士法が入っていません。弁護士に関する消費者問題も生じており、一覧に弁護士法を加えてください。 |
| 22 | 3 (2) | 新規 (64 ページ) | 金融庁で検討されている、ビットコインなどの仮想通貨規制や、仮想通貨取引所の登録制の導入等についても、消費者への周知などの施策を盛り込むべきです。 |
| 23 | 3 (2) ⑥ | 65 ページ 73 ページ | サーバ型プリペイドカードの普及により、詐欺被害が発生しています。情報通信技術の進展に対応が追い付かず、対応が後追いになりがちですので、被害防止のため、情報通信技術の研究、注意喚起の強化とそれに関連する法規制の強化を継続的に実施してください。 |
| 24 | 3 (2) ⑦ | 65 ページ 74 ページ | 今年2月、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画」が策定されました。この実行計画に基づく取組や、目標年度・目標値を KPI で明確にするべきです。また、取組内容を国民に広報してください。 |
| 25 | 3 (2) ⑧ | 66 ページ 74 ページ | 商品先物取引の不招請勧誘による消費者被害の実態把握に引き続き取り組み、消費者被害実態をふまえつつ法の見直しを速やかに検討してください。 |

| | | | |
|----|---------|-------------------|---|
| 26 | 3 (2) ⑨ | 66 ページ 75 ページ | 民間賃貸住宅の原状回復をめぐるトラブル防止のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」等の周知及び注意喚起の取組を一層促進してください。ガイドラインに効果が見られない場合、新たな法規制を検討してください。 |
| 27 | 3 (2) ⑮ | 69 ページ 77 ページ | 「電力小売自由化に便乗した消費者トラブル」の施策は記載がありますが、2017 年度から始まるガスの自由化でも同様の事態は想定されるため、施策に盛り込むべきです。 |
| 28 | 3 (2) ⑮ | 69 ページ 77 ページ | 「電力の小売営業に関する指針」の「望ましい行為」については随時検証し、消費者が選択できる環境整備に向けて必要があれば指針の改定を行ってください。また、電力自由化にともなう消費者トラブルが増えていることをふまえ、「監視体制の強化の検討」を取組に加えてください。 |
| 29 | 3 (3) ④ | 80 ページ 81 ページ | インターネット上の消費者トラブルへの対応に関して、取組に「インターネット消費者取引連絡会の開催」が挙げられていますが、この会議などで課題化されたことを取組に具体的に記載してください。 |
| 30 | 3 (5) ② | 91 ページ 92 ページ | 介護食品について、JAS 規格の制定に向けた検討が行われました。高齢者が増加していく中、介護食品の充実は重要な課題です。現在民間の規格基準が乱立していることもあり、統一的な公的基準が求められています。消費者に広く認知され、正しく利用されることが大切です。消費者庁は農林水産省とともに広く情報提供を行ってください。担当省庁に消費者庁も追加してください。 |
| 31 | 4 (1) ③ | 93 ページ 94 ページ | 消費者政策の企画立案のための調査の実施について、KPI がウェブサイトアクセス数となっていますが、実際にどれだけ企画立案に活かされたのかを評価してください。 |
| 32 | 4 (2) ③ | 96 ページ | 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について、平成 30 年度以降を対象期間とする基本方針を検討するとありますが、それにあたっては、現行基本方針の実施状況について、消費者教育の定着度等の効果測定も含めた形で把握する必要があると考えます。全国的なアンケートの実施等、消費者教育の効果測定についての事項を取組内容・KPI に追加してください。 |
| 33 | 4 (2) ⑥ | 98 ページ 106 ページ | 「成年年齢引き下げに向けた動きがある中で若年層への消費者教育を強化するため、」という表現がありますが、成年年齢引き下げに対しては慎重意見があることもふまえ、「大学生の消費者被害が増える中で若年層への消費者教育を強化するため、」等の客観的な書きぶりにすべきです。 |
| 34 | 4 (2) ⑩ | 100 ページ | 倫理的消費調査研究会が発足して一年が経ちました。消費者への |

| | | | |
|----|---------|--------------------|---|
| | | 108 ページ | 関心が高まっているこの時期に普及推進に向けて取り組んでください。帯で消費者月間を活用した啓発は 28 年度のみになっていますが、1 年で終わらせるのではなく、継続して取り組んでください。倫理的消費を推進していくためには、多様な主体によるムーブメントが不可欠です。不当な労働を廃し、公平な取引を推進するとともに、4. (2) ①消費者教育の総合的、かつ効果的な推進、⑥学校における消費者教育、⑭食品ロス削減国民運動、⑮食育の推進、4. (3) ②消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等、4. (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進等の施策の中にも書き込んで多方面からの取り組みを推進し、認知を高めてください。 |
| 35 | 4 (2) ⑭ | 102 ページ 110 ページ | 第 3 次食育推進基本計画の重点課題の中にも「食品ロス削減を目標とした国民運動の開始」があげられています。国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者が連携して、国民運動としての取り組みを推進していく必要がありますが、消費者庁がイニシアチブをとって推進してください。 |
| 36 | 4 (2) ⑭ | 102 ページ 110 ページ | 格差の拡大が進む中で、食べ物を確保することが困難な人も増えています。フードバンク活動への支援及び活動に対する消費者の理解促進について、各省庁連携して取り組んでください。 |
| 37 | 4 (2) ⑮ | 103 ページ 110 ページ | 平成 28 年 4 月 1 日、「食育推進」に係る業務は、内閣府から農林水産省へ移管されました。重点課題を遅延なく推進してください。日本型食生活の推進は大切ですが、日本人の塩分摂取量過多に関して注意喚起はなされていません。加工食品から 6 割の塩分を摂取していると言われる中、個人の努力だけではどうにもできない状況です。食品事業者への低減策を促すなど、国の施策として減塩の取り組みをすすめてください。 |
| 38 | 4 (2) ⑮ | 103 ページ 110 ページ | 食育の推進は、科学的知見を踏まえた形で進める旨を明記してください。 |
| 39 | 4 (3) ① | 112 ページ 114 ページ | 消費者団体等との連携に関して、(KPI の現状) が消費者庁の実施した意見交換回数となっていますが、実際には他省庁も消費者団体との意見交換会などを実施しており、各省庁ごとの回数を実績として記載していただきたいと考えます。 |
| 40 | 4 (3) ① | 112 ページ 114 ページ | 消費者団体の育成及び支援のあり方の検討に関して、国と民間が拠出する「地球環境基金」などを参考に、「他分野における国による財政支援事例の抽出と、それに基づく検討」を取組として掲 |

| | | | |
|----|---------|--------------------|--|
| | | | <p>げてください。</p> |
| 41 | 4 (3) | 新規 (112 ページ) | <p>2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のためのグローバル目標 (SDG s)」を 2030 年までにどれだけ達成できるかについて、日本も責務を負っています。SDG s の目標にも掲げられた「持続可能な生産消費形態の確保」などは、地球環境の保護にも資するなど、消費生活に関連が深い課題です。消費者庁、内閣府が中心となり消費者や事業者への呼びかけを促進するなど、施策を記載してください。</p> |
| 42 | 4 (3) ③ | 113 ページ 115 ページ | <p>公益通報者保護制度の推進について、事業者向け、行政向けガイドラインの改正をより早急に行い、ガイドラインの周知を通じて通報者保護の強化を図ってください。取組の「検討結果を踏まえた必要な措置の実施」は、法改正を平成 28 年度、事業者へのインセンティブの導入を平成 29 年度、のように時期をより明確化してください。また、115 ページの文章のうち、検討会報告書をふまえて検討することの中に「法改正」の文言を追記してください。</p> |
| 43 | 4 (4) ② | 117 ページ 118 ページ | <p>2016 年 4 月に始まった電力自由化に比べ、2017 年 4 月に始まる都市ガス料金自由化は準備期間も短く、業界の仕組みが電力より複雑なこともあり (総括原価方式による料金規制を受けている・受けていない等)、制度設計を難しくしています。自由化の実施にあたっては、小売営業の指針の制定とその監視が重要となるため、それらが確実になされるよう、取組についてさらに具体的に記載してください。</p> |
| 44 | 4 (4) ② | 117 ページ 118 ページ | <p>LP ガス市場は、すでに自由市場下にありますが、料金や契約をめぐるトラブルが多く生じているなど、現在の状況は消費者の求める情報が提供されているとは言えません。経済産業省の審議会報告 (総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書案) をふまえ、業界の取り組みを促進する取組を記載してください。</p> |
| 45 | 4 (5) ③ | 120 ページ 122 ページ | <p>水銀に関する水俣条約 (水銀条約) は、本年 2 月に批准され本年中にも発効見込みとなっています。水銀利用製品の適正処理を進めるための啓発について取組に追加してください。</p> |
| 46 | 5 (1) ① | 125 ページ 129 ページ | <p>今年 10 月に施行される消費者裁判手続特例法について、消費者の認知度は上がっていません。取組について、「制度の周知・広報」といった一般的表現にとどまらず、「消費者団体と連携し全国でシンポジウムを開催」などの具体的な記載を行ってください。</p> |

| | | | |
|----|----------|----------------------|---|
| 47 | 5 (1) ② | 125 ページ 129 ページ | 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析に関して、収集のためには最高裁判所との協力関係を構築する必要があります。外国では全ての判例をインターネットで公表している国もありますが、消費者庁の判例収集はマスコミ報道などを通じて関知したものや任意提供されたものを集めているのが現状です。製造物責任訴訟については、医療訴訟で行われているように、全国の裁判所から最高裁に報告させ、消費者庁にて集約しホームページ等で公表させる仕組みを構築すべきであり、そのことの検討を取組に加えてください。 |
| 48 | 5 (2) ③ | 134 ページ | パーソナルデータの利活用に関して、(KPI の現状) の中小企業向け説明会の回数を記載してください。また、調査結果を関係事業者間で共有したとありますが、何を共有したのかについても記載してください。 |
| 49 | 5 (2) ②③ | 135 ページ | 「個人情報保護法制の周知」と、「パーソナルデータの利活用」の項は、個人情報保護法が改正され個人情報保護委員会が設立されたことをふまえ、個人情報保護委員会が法制度の周知を図るように記述するなど、文章部分を書き直してください。 |
| 50 | 5 (3) | 新規 (137 ページ、139 ページ) | 国連貿易開発会議 (UNCTAD) において、国連消費者保護ガイドラインの改定に向けた検討が行われています。この改定は、各国の消費者政策の充実強化を促進し、ひいては日本国民の利益につながるものと考えます。日本国政府として国連消費者保護ガイドライン改定に積極的に関与することについて、施策に追加してください。 |
| 51 | 6 (1) | 新規 (142 ページ) | 震災をはじめ、災害により自治体の機能が不全に陥る事態を想定し、「緊急時の国としての自治体支援策検討」を施策に追加してください。 |
| 52 | 6 (1) ④ | 142 ページ 144 ページ | 2016 年 (平成 28 年) 4 月より施行された「障害者差別解消法」を国民に周知していくことは、障がい者の消費者被害の防止や、相談体制強化につながると考えます。消費者庁としても周知に関しての取組を追加し、年度を明記した KPI を記載してください。 |
| 53 | 6 (2) ② | 150 ページ 154 ページ | 改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークがすでに存在しており、そうした自治体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあることをふまえ、KPI の測定は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、取組には設立支援のみならず、「運用状況の把握」も加えてください。 |

| | | | |
|----|---------|--------------------|---|
| | | | <p>なお、高齢者の消費者トラブルの未然防止のために、介護、防犯等の既存の体制の活用や関係者との連携は欠かせない事ではありますが、介護などの福祉関係者が、消費者被害を発見した時に消費生活センターへ連絡する意識が薄いという現実があります。福祉部門の関係者への消費生活相談窓口の周知について、継続的に実施してください。</p> |
| 54 | 6 (2) ⑦ | 152 ページ 156 ページ | <p>2015 年に消費者委員会にて特定商取引法改正が検討された際、PIO-NET 情報の信頼性が問題になりました。消費者庁は、PIO-NET 情報の信頼性をより向上させる取組や、活用しやすいキーワードの項目設定など再度の見直しを国民生活センターと連携して行ってください。</p> |
| 55 | 新規 | 新規 | <p>三菱自動車の燃費試験データ不正操作問題に関して、国土交通省による燃費試験方法の見直しや、エコカー減税分相当額の税金支払いを購入者に代わり三菱自動車にさせる措置の検討など、国として検討する施策についても盛り込むべきです。</p> |